

# 大阪狭山市に転入された方へ

下記に該当する方は、手続きが必要です。また、下記以外にも手続きが必要な場合がありますので、担当窓口でご確認ください。

主な手続き	手続きが必要な方、手続き方法	担当窓口
マイナンバーカード (個人番号カード) 住民基本台帳カード	・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方。 ・住民基本台帳カードをお持ちの方。 住所変更及び継続利用の手続きが必要です。(暗証番号の入力が必要です。)	市民窓口グループ (1階1番窓口) ☎072-349-9480 ☎072-349-9481
外国人住民	・在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちの方。 住所変更の手続きが必要です。	
国民健康保険	・国民健康保険に加入される方。	
国民年金	・加入者。 ・年金受給者。	
後期高齢者医療保険	・75歳以上のすべての方。 ・65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認めた方。 (限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方、又は申請される方。)	保険年金グループ (1階2番窓口)
子ども医療	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子。	国民健康保険 賦課・収納担当 ☎072-349-9470 給付担当 ☎072-349-9471
ひとり親医療	ひとり親家庭(「児童と母」、「児童と父」、「児童と養育者」の家庭又はこれらに準ずる家庭)で下記のいずれかに該当される方。(所得制限があります) 1. 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子。 2. 1の子を監護する父または母。 3. 1の子を監護する養育者。	国民年金担当 ☎072-349-9473 後期高齢者・医療担当 ☎072-349-9472
重度障がい者医療	下記のいずれかに該当される方。(所得制限があります) ・身体障がい者手帳(1級・2級)をお持ちの方。 ・療育手帳(重度)をお持ちの方。 ・身体障がい者手帳と療育手帳(中度)の両方をお持ちの方。 ・精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方。 ・特定医療費(指定難病)特定疾患医療受給者証所持者で、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当される方。	
児童手当・児童扶養手当 特別児童扶養手当	・手当てに該当される方。	子育て支援グループ (1階12番窓口)
介護保険	・65歳以上の方。 ・40歳から64歳までの方で、前住所地において介護保険要介護・要支援認定申請及び認定済みの方。 (前住所地において要介護認定を受けていて「受給資格証明書」の発行がされている方は、申請手続き等が必要ですので「受給資格証明書」を持参してください。)	高齢介護グループ (1階3番窓口) ☎072-349-9416
幼稚園 保育所 認定こども園等	前住所地において幼稚園・保育所・認定こども園等に通われていたお子様のいる方は、転入園等の手続きが必要です。	保育・教育グループ (1階11番窓口)
公立小中学校	「転・編入学通知書」を発行しますので、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校へ提出してください。	学校教育グループ (3階37番窓口)
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	手帳に記載されている住所の変更等の手続きが必要です。	福祉グループ (1階6番窓口) 身体障がい者手帳担当 ☎072-349-9407 療育手帳担当 ☎072-349-9408 精神障がい者保健福祉手帳担当 ☎072-349-9409
原付自転車 (ミニバイク)の登録	・原付自転車(ミニバイク)の所有者。 印鑑、以前に登録していた市区町村発行の廃車証明書(再登録用)、又は市区町村発行の原動機付自転車登録申告済証、及び市区町村が交付したナンバープレートを持参し、ナンバープレートの申請手続きをしてください。	税務グループ (1階4番窓口) ☎072-349-9402
飼い犬登録	鑑札を持参し、犬の登録事項の変更手続きをしてください。	生活環境グループ 1階14番窓口
水道の開栓	事前に開栓の連絡をし、使用開始申込書を提出してください。	【大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター】 お客様センター (1階10番窓口) ☎072-349-9476

※大阪狭山市役所の電話番号は、072-366-0011(代表)です。担当窓口の欄に記載の☎直通電話もご利用ください。

## ◇ニュータウン連絡所(コミュニティーセンター内)の主な取扱い業務

- 転入(他の市区町村からのお引越し)・転居(大阪狭山市内のお引越し)・世帯主変更等  
なお、転出手続きは、ニュータウン連絡所ではできません。市役所の市民窓口グループで手続きをしてください。
- 住民票の写し等、戸籍の証明等、印鑑登録証明書(印鑑の登録と廃止)、税に関する証明書